

市・県民税の公的年金からの特別徴収(天引き)が始まります！

公的年金受給者の納税の利便性の向上や、税徴収の効率化を図る観点から、市・県民税を公的年金から天引きする特別徴収制度を平成22年10月より導入します。制度の概要は以下のとおりです。

平成22年10月から特別徴収の対象となる人はどのような人ですか？

市・県民税の納税義務者であって、平成21年中に公的年金等を受給している人のうち、平成22年4月1日時点で国民年金法に基づく老齢基礎年金等を受給している65歳以上の人です。

ただし、次の場合においては、特別徴収の対象となりません。

1. 老齢等年金給付の年額が18万円未満である場合（介護保険が特別徴収されていない場合）
2. 当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合
3. 平成22年1月2日以降に大洲市から転出した場合

特別徴収の対象となる税額は？

公的年金所得に係る市・県民税（所得割額および均等割額）が対象です。

※特別徴収の対象となる税額は、公的年金所得に係る税額ですので、給与所得やその他の所得（営業や農業など）に係る税額の徴収方法は今までと変わりません。

※平成21年度より公的年金に係る市・県民税の徴収方法は、法改正により年金からの特別徴収または普通徴収とされ、給与からの特別徴収（天引き）に合算することができなくなりました。なお、65歳未満の人は特別徴収の対象とはならず、普通徴収となります。

特別徴収はいつから始まるの？

全国的には平成21年10月から開始となっていますが、大洲市では平成22年10月支給分の年金から特別徴収を開始します。特別徴収の日程は以下のとおりです。

■平成21年度

普通徴収				
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の5分の1	年税額の5分の1	年税額の5分の1	年税額の5分の1	年税額の5分の1

■平成22年度

普通徴収		特別徴収（本徴収）		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

※特別徴収は、10月から開始します。よって6月・8月は普通徴収となります。

公的年金からの特別徴収

■平成23年度

特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度2月と同額	前年度2月と同額	前年度2月と同額	年税額から仮徴収税額を差し引いた額の3分の1	年税額から仮徴収税額を差し引いた額の3分の1	年税額から仮徴収税額を差し引いた額の3分の1

※徴収する税額は、端数処理の関係で同額とならない場合があります。

特別徴収が始まると税負担は増えるの？

税額の計算方法に変更はありませんので、新たな税負担は生じません。

例) 年金所得のみの人で6万円の市・県民税を口座振替で納めていた人が、平成22年10月から特別徴収が開始となった場合

【平成21年度】

6月	8月	10月	12月	2月
口座振替				
1万2千円	1万2千円	1万2千円	1万2千円	1万2千円

年税額6万円

【平成22年度】

6月	8月	10月	12月	2月
口座振替		年金からの特別徴収		
1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円

年税額の2分の1 年税額の2分の1

年税額6万円

※上記のモデルは平成21年度と平成22年度の市・県民税が同額だった場合のイメージです。

※上記のモデルで口座振替の全納を選択されている場合、8月までが全納となり10月支給の年金から特別徴収が行われます。(全期前納報奨金は8月までで計算します。)

※年金からの特別徴収は、公的年金所得に係る市・県民税額が変更となった場合は中止となり、普通徴収へ変更となります。

【問い合わせ先】 市役所税務課市民税係 ☎24-2111 (内線129・130・131)
 長浜支所総務商工課 ☎52-1111 (内線23・40)
 肱川支所総務商工課 ☎34-2311 (内線212)
 河辺支所総務商工課 ☎39-2111 (内線124)

【特別徴収制度についての概要】

総務省ホームページ <http://www.soumu.go.jp/>
 全国地方税務協議会ホームページ <http://www.zenzeikyo.jp/>

農産物直売所ネーミング募集

お知らせ

農産物直売所
ネーミング (店舗名) 募集



▲完成イメージ

し、JA広報誌およびホームページに掲載します。

入賞者には直接通知します。

※応募作品は、応募者本人が創作した未発表の作品に限ります。

※応募作品の著作権は、JA愛媛たいきに帰属します。

※応募作品は返却しません。

※応募頂いた個人情報、個人情報保護法に基づき適切に処理いたします。

【賞】
最優秀賞

賞金10万円：1人

入選

記念品：4人

※高校生以下が入選の場合は、相当額の図書カードとなります。

【応募方法】

「ネーミング案」および「簡単なネーミングの意図」と作者本人の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号・年齢・職業を記入し、郵送・FAX・電子メールにて送付してください。(電話での応募はご遠慮願います。)

【送付先】

〒795・8506

愛媛県大洲市東大洲198番地

JA愛媛たいき営農企画課ネーミング募集係

FAX 235627

(E-mail) einoukikaku@ja-ehimetaiki.or.jp

or.jp

※JA愛媛たいきのホームページからも応募できます。

(URL) <http://ja-ehimetaiki.or.jp/>

【募集期間】

10月1日～11月30日まで

(※当日消印有効)

【審査および発表】

厳正な審査により入選作品を決定

委嘱されました

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員の退任に伴い、厚生労働大臣より新たに委員が委嘱されました。今回委嘱された委員の任期は、平成22年11月30日までです。

【問い合わせ先】

市役所社会福祉課

☎ 2421111

(内線181)

長浜支所市民福祉課

☎ 521113

(内線29)

肱川支所市民福祉課

☎ 3423111

(内線226)

河辺支所市民福祉課

☎ 3921111

(内線150)

人権擁護委員

10月1日付けで、法務大臣から人権擁護委員が委嘱されました。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき委嘱された、あなたの街の相談パートナーです。

暮らしの中での悩みや心配事、困り事のある人は、ぜひお近くの人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料で、相談内容の秘密は固く守られます。相談ご希望の人は、法務局大洲支局または市役所人権啓発課へお問い合わせください。

上岡 時子【新任】

(肱川町名荷谷)

福見都志子【新任】

(河辺町川崎)

矢間栄津美【新任】

(長浜町今坊)

【問い合わせ先】

松山地方法務局大洲支局

☎ 244155

市役所人権啓発課

☎ 2421111

国民年金の手続き

国民年金の手続きをお忘れなく

～ 結婚や就職、転職、退職など人生の節目には、届出が必要となります ～

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき	厚生年金・共済組合加入者以外は国民年金に加入の手続きをする	第1号被保険者→市役所 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	本人および配偶者は国民年金に加入の手続きをする	市役所
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき	第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市役所
配偶者が就職したり、会社を変わったとき	扶養されている場合は、第3号被保険者となる手続きをする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳をなくしたとき	再交付の手続きをする	第1号被保険者→市役所 第3号被保険者→社会保険事務所
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替依頼書・辞退書を提出する	ご利用される金融機関または社会保険事務所へ (預金通帳・届出印・年金手帳を持参してください。)

※第1号被保険者…自営業、学生、会社を退職された人など
 ※第3号被保険者…厚生年金被保険者に扶養されている配偶者

住宅手当緊急特別措置事業に

ついて

平成21年10月より、離職者であつて就労能力および就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象として、6か月間を限度として住宅手当を支給します。

■住宅手当の支給対象者

支給申請時に以下の要件全てに該当する人が対象となります。

① 2年以内に離職された人

② 離職前に自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持されていた人

③ 就労能力および常用就職の意欲があり、公共職業安定所へ求職申込みをされる人

④ 住宅を喪失している人または喪失するおそれのある人

※「喪失するおそれのある人」は、賃貸住宅に入居している場合

⑤ 原則として収入のない人
 ※世帯の預貯金の合計が一定額以下の人

⑥ 国の住宅喪失離職者などに対する雇用施策による貸付または給付、自治体の実施する類似の貸付または給付などを受けていない人

■支給額

単身世帯

月額 2万7千円

複数世帯

月額 3万5千円

■支給方法

貸主または委託事業者へ振り込みます

※支給は、申請日の翌月からとなります。

【問い合わせ先】

市役所社会福祉課
 ☎242111 (内線181)

